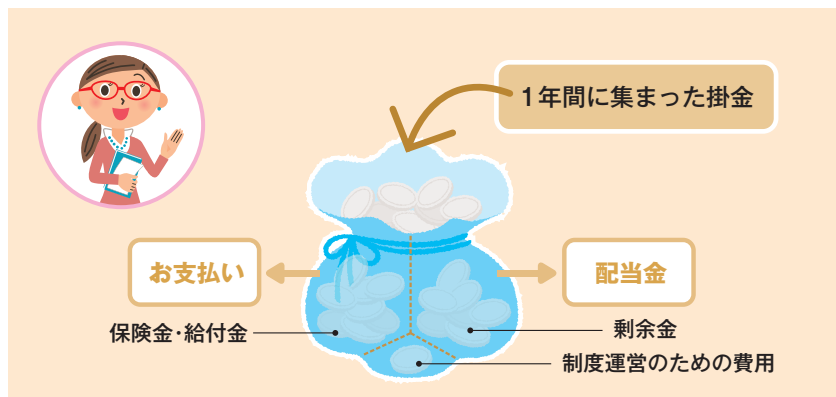


1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

「愛教組連合グループ保険」の制度のうち、グループ保険、遺族年金特約制度、就業不能サポート制度については、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

※グループ保険(損害保険部分)、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションは配当金はありません。



1年を通じて、皆さまに通知物をお届けするので安心です。

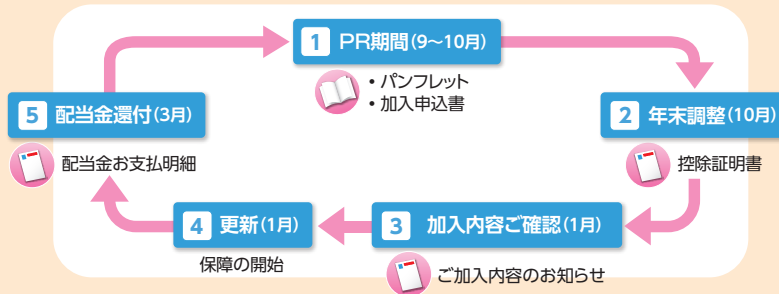
更新、年末調整、配当等のイベント時に皆さまへ各種通知物をご提供いたしますので、保障内容等をご確認いただけます。

POINT

2 年末調整／控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。※1



例) 年間ご案内スケジュール(更新日:1月1日)



※1 税務の取扱については、税制改正により、今後変更となることがあります。